特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	明石市 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和6年8月9日

I 関連情報

_ Ⅰ 阅建情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務					
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する 務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務において利用する。 ①精神障害者保健福祉手帳の申請受付、進達、交付 ②居住地の変更届の受理 ③手帳の返還受付 ④手帳所持者台帳の整備					
③システムの名称	ふれあい(障害者福祉システム)、共通宛名システム、共通基盤システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
精神障害者保健福祉手帳フ	マイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表の項番22 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第14条					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	く選択肢> [実施しない] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	<情報照会にかかる根拠> なし <情報提供にかかる根拠> なし					
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	福祉局生活支援室障害福祉課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示	訂正•利用停止請求					
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686明石市中崎1丁目5-1 Tel 078-918-5003					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	明石市福祉局生活支援室障害福祉課 〒673-8686明石市中崎1丁目5-1 Tel 078-918-1344					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			12年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	[書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[O]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・唇	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			

変更箇所

変更問題	·打 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
~~-	I 関連情報	XXIII VIII III	Secretary Holden	DEDI-1701	DELITED WITCH OFFICE
平成29年5月29日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	号口、22条第1号口、第6号~10号、28条第1号	<情報照会にかかる法令根拠>なし (情報提供にかかる法令根拠) なし	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉部障害福祉課	福祉局生活支援室障害福祉課	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	瀧 浩人	中田 章雄	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	明石市政策部市民相談室行政情報センター	明石市政策局市民相談室行政情報センター	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	明石市福祉部障害福祉課	明石市福祉局生活支援室障害福祉課	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	中田 章雄	室長兼課長	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保 護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	(新規)	接続しない(入手・提供)	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検内部監査	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システム名称	ふれあい(障害者福祉システム)、共通宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム	ふれあい(障害者福祉システム)、共通宛名システム、共通基盤システム	事前	システム再構築に伴う評価の 再実施
令和3年5月10日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	精神障害者保健福祉手帳交付台帳ファイル	精神障害者保健福祉手帳ファイル	事後	システム再構築に伴う評価の 再実施
令和3年5月10日	Ⅱしきい値判断項目 2対象人数 いつ時点の計数 か	平成27年9月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	システム再構築に伴う評価の 再実施
令和3年5月10日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数 か	平成27年9月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和6年8月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項及び別表第一の14の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第14条	の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項及び別表の項番22	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)